

＜一般委託＞

（「屋外清掃」「建物清掃」「有人警備」「剪定・樹木伐採」用）

馬堀海岸保全施設樹木管理委託（一般委託）仕様書

馬堀海岸保全施設樹木管理委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目 的	馬堀海岸保全施設内の樹木剪定及び植樹等を行う。
2	履行期間	契約の日から令和2年11月30日まで
3	施行場所	横須賀市馬堀海岸地先
4	業務内容	別紙「業務仕様書」のとおり
5	特記事項	別紙「業務仕様書」のとおり
6	関係法規	業務の遂行にあたって、道路使用許可等、関係法令を遵守するものとする。
7	資格要件	なし
8	契約方法	総価による業務委託契約（一般委託）
9	支払方法	委託料の支払いは、全ての業務完了後に検査を行い支払う。
10	業務委託成績評定	対象 ・ 非対象
11	現場代理人の配置	必要 ・ 不要
12	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
13	監 督 員 連 絡 先	みなと振興部港湾管理課 前田 TEL046-822-8345

＜指示又は希望事項＞

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 （上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照）</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム（YES）により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

業務仕様書

1 業務仕様

(1) 適用、一般事項

- (ア) 本業務は本仕様書によるものとする。
- (イ) 本業務において仕様書で疑義を生じた場合は、監督員と協議し、その指示に従い遂行すること。
- (ウ) 業務実施にあたり、歩行者等に迷惑をかけないように注意し、事故を起こさないように万全の処置を講ずること。
- (エ) 万一、住民に被害を与え、また、苦情があった場合は、速やかに監督員に報告すること。

(2) 業務内容

・樹木剪定	(1回)	
	刈込物手入(トベラ)	800 m ² /回
	カナリーヤシ剪定	76本/回
・人力除草	(2回)	2,900 m ² /回
・散水	(3回)	2,900 m ² /回
・施肥(打込肥料)	(1回)	304本/回
・施肥寄植え	(1回)	2,900 m ² /回

2 特記仕様

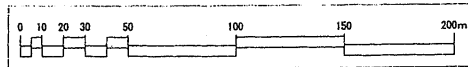
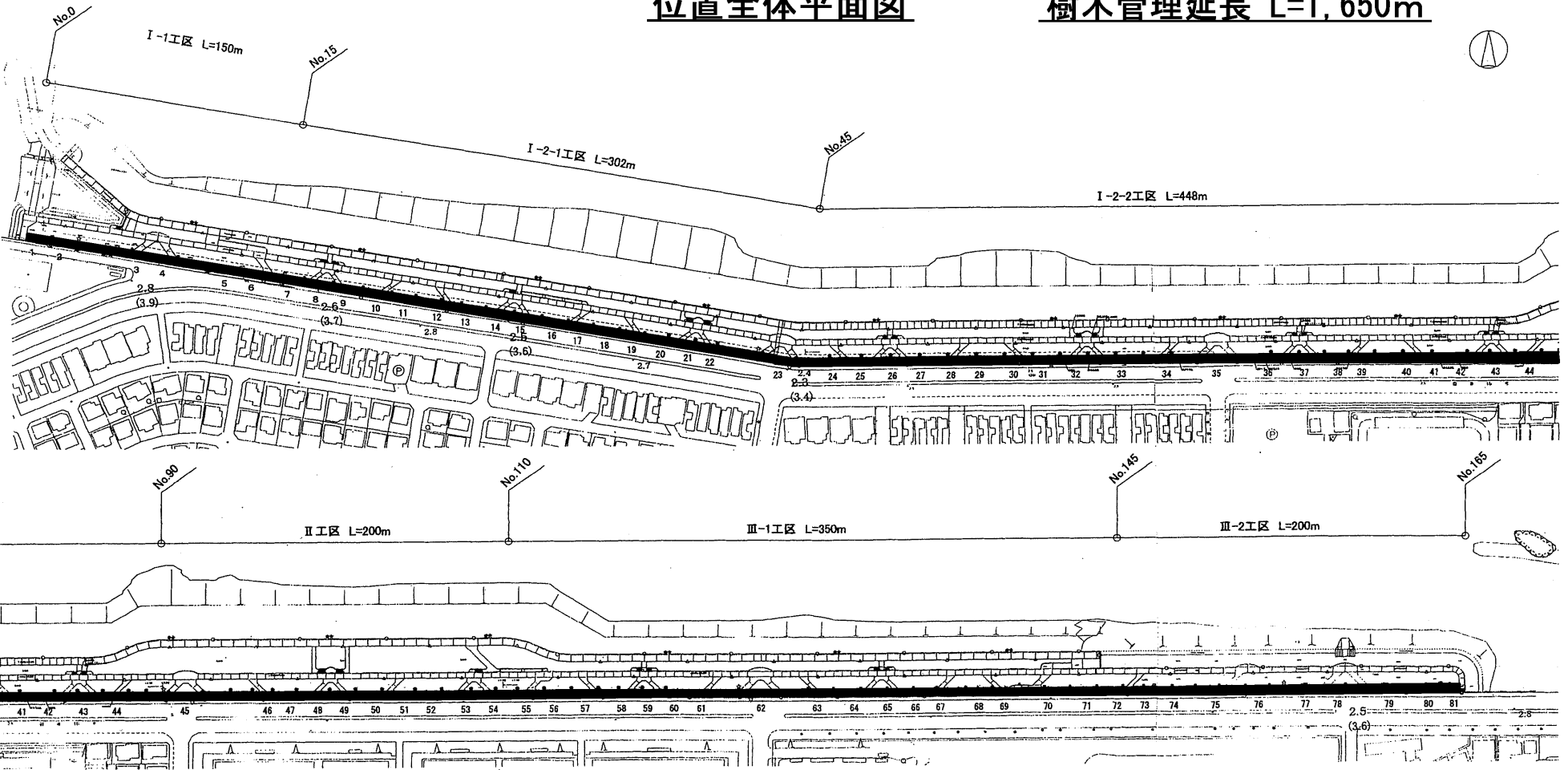
- ・カナリーヤシ剪定は、高所作業車による人力枯損木剪定とする。
また、作業中は2名の交通誘導員を配備すること。
- ・アイスプラントについては、歩道にはみ出した部分を除去すること。
- ・着手前、作業中及び完了時の撮影をし、日時記入のうえ同一場所でカラーにより撮影すること。
- ・写真は、工事用写真アルバム(A4判)に整理編集して提出する。
- ・作業日については、工程表を作成し監督員との協議により決定する。

3 注意事項

下請負者を使用する場合には、本市登録業者等市内所在の企業を優先的に選定するよう配慮すること。

位置全体平面図

樹木管理延長 L=1,650m



R 規			
◎	サイン1	高さ案内：5基	LED式 2110 45基
☆	サイン2	禁止等標：5基	直列式 2110 38基
□	サイン3	注意等標：14基	はしご 14基
△	サイン4	立入禁止：89基	★ 樹木管理 14基
○	サイン5	高さ：約1.22基	● 377-7 81本
○	サイン6	立入禁止：2基	
○	サイン7	立入禁止：34基	